

# ○群馬県警察機動警ら隊の運営に関する訓令

平成 22 年 3 月 11 日

本部訓令甲第 2 号

〔沿革〕

平成 23 年 2 月本部訓令甲第 2 号、28 年 3 月第 3 号改正

群馬県警察機動警ら隊の運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察機動警ら隊の運営に関する訓令

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成 11 年群馬県公安委員会規則第 3 号）第 64 条の規定に基づき、群馬県警察機動警ら隊（以下「機動警ら隊」という。）の編成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

**第 2 条** 機動警ら隊の運営については、群馬県地域警察の運営に関する訓令（平成 5 年群馬県警察本部訓令甲第 6 号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

**第 3 条** 機動警ら隊は、警ら用無線自動車によりその機動力、通信設備及び各種装備資機材を高度に活用し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 職務質問による被疑者の検挙に関すること。
- (2) 機動警ら・警戒活動による事件、事故等（以下「事件等」という。）の予防及び危険の防止に関すること。
- (3) 110 番通報その他の緊急通報（以下「110 番通報等」という。）及び緊急配備等（群馬県警察の緊急配備等に関する訓令（平成 21 年群馬県警察本部訓令甲第 19 号。以下「緊配訓令」という。）に規定する緊急配備等をいう。以下同じ。）に係る事件等に対する初動警察活動に関すること。
- (4) その他警察本部長（以下「本部長」という。）又は地域部長の命ずること。

**第 4 条** 削除

(相互協力)

**第 5 条** 地域部機動警ら隊長（以下「隊長」という。）、犯罪抑止又は事件等の検挙を主管する警察本部の所属の長（以下「本部主管課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、機動警ら隊の効果的な運用を図るため、常に緊密な連携を保持し、相互に協力しなければならない。

(勤務制)

**第 6 条** 機動警ら隊の勤務制は、通常勤務、毎日勤務及び三交替制勤務とし、その適用区分は、別に定める。

(勤務時間等の割振り)

**第 7 条** 毎日勤務及び三交替制勤務の機動警ら隊の隊員（以下単に「隊員」という。）の

勤務時間等の割振りは、群馬県警察の服務に関する訓令（平成 11 年群馬県警察本部訓令甲第 6 号）第 20 条の規定によるほか、次の事項を基本として隊長が定める。

- (1) 勤務時間は、当番日は 15 時間 30 分、日勤日は 7 時間 45 分とする。
  - (2) 休憩時間は、当番日は 8 時間 30 分、日勤日は 1 時間とする。
- 2 隊長は、勤務時間等の割振りに当たっては、次の事項を勘案するものとする。
- (1) 事件等の発生が予想される時間に重点的な機動警ら活動が実施できるようにすること。
  - (2) 休憩時間は、業務に支障を来すことのないようにすること。

(活動方法)

**第 8 条** 機動警ら隊の活動は、機動警ら、待機及び初動警察活動とする。

- 2 機動警らは、事件等の発生状況等の治安情勢等进行分析した上、最も効果的な路線、区域、時間帯等を選定し、第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる機動警ら隊の任務を遂行することを目的に行うものとする。
- 3 待機は、機動警ら隊、警察署又は交番において、常に緊急出動に即応できる態勢を保持しつつ、庁舎内外の警戒、無線自動車、無線機器その他の装備資機材の点検整備、書類の作成・整理等に当たるものとする。
- 4 初動警察活動は、110 番通報等による急訴事件、事故等を受理し、又は認知した場合において、当該 110 番通報等に係る事案の初動措置を行うものとする。

(制服の着用)

**第 9 条** 隊員は、制服を着用しなければならない。

- 2 隊長は、地域における事件等の発生状況等を勘案して必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず私服を着用させることができる。

(腕章の着装)

**第 10 条** 隊員は、原則として、左腕に別に定める腕章を着装するものとする。

(警ら重点の指示)

**第 11 条** 隊長は、事件等の発生状況、諸行事の開催状況等の実態を把握し、隊員に場所、時間帯等を警ら重点として指示しなければならない。

- 2 本部主管課長及び署長は、事件等の発生状況、諸行事等の開催状況等の実態を把握し、これを隊長に連絡しなければならない。

(勤務計画)

**第 12 条** 隊長は、事件等の発生状況等の治安情勢等を勘案して、毎月 25 日までに翌月の勤務計画を策定し、隊員に指示するものとする。

- 2 隊長は、前項の勤務計画により難い特別の事情が生じた場合は、臨時にこれを変更することができる。

(応援派遣)

**第 13 条** 所属長は、第 3 条に規定する任務以外の業務において、機動警ら隊の応援派遣を特に必要とする場合は、本部長に応援派遣を要請することができる。

- 2 前項の規定により派遣を命ぜられた隊員は、派遣を要請した所属長の指揮を受け、職務を行うものとする。

(隊員の心得)

**第14条** 隊員は、無線自動車勤務員としての活動に必要な知識及び技能の向上に努めるとともに、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 常に、事件等の発生状況を把握し、実態に即応した活動を行うこと。
- (2) 初動警察活動に当たっては、中核となって積極的に活動すること。
- (3) 常に、車両その他装備資機材を点検し、その取扱いに習熟するとともに、効果的な活用に努めること。

(勤務報告)

**第15条** 隊員は、勤務終了後、勤務中に取り扱った事件等の概要及び処理状況、車両の状況その他必要な事項について隊長に報告しなければならない。

(刑事事件の取扱い)

**第16条** 隊員が現場に臨場した刑事事件（交通人身事故を含む。）については、負傷者の救護、現場保存、目撃者の発見等必要な初動措置を講じ、所轄警察署員の臨場を待って引き継ぐものとする。

(交通物件事故の取扱い)

**第17条** 隊員は、交通物件事故を処理した場合は、物件事故報告書を作成し、交通事件・事故引継書（別記様式第1号）により所轄警察署に引き継ぐものとする。

(交通（反則）切符対象事件の取扱い)

**第18条** 隊員は、交通法令違反事件を検挙し、交通（反則）切符を作成処理した場合は、交通事件・事故引継書により所轄警察署に引き継ぐものとする。ただし、引継ぎを受けた警察署は、再捜査の必要が生じた場合は、当該交通（反則）切符を機動警ら隊に返送し、再捜査を依頼することができる。

(身柄の措置)

**第19条** 隊員は、被疑者を逮捕し、又は常人から被疑者を受け取った場合は、逮捕手続書等関係書類を作成の上、次により措置するものとする。

- (1) 指名手配中の被疑者については、手配警察署に引き渡すこと。
- (2) 現行犯人又は緊急逮捕した被疑者については、逮捕地を管轄する警察署に引き渡すこと。ただし、これにより難いと認めた場合は、隊長の指揮を受けて措置すること。
- (3) 身柄の引渡しは、事件引継書（別記様式第2号）に関係書類を添えて行うこと。

(事件等の引継要領)

**第20条** 隊員が取り扱った事件等の引継ぎは、次により行うものとする。

- (1) 捜査書類等は、当該捜査資料等を引き継ぐ警察署に応援派遣されたものとして作成すること。
- (2) 泥酔者の保護、少年の補導等は、所轄警察署に通報して処理し、保護等引継書（別記様式第3号）により速やかに引き継ぐこと。

(緊急配備等)

**第21条** 隊員は、緊急配備等が発令された場合は、緊配訓令によるほか、次の事項に留意し、効果的に活動しなければならない。

- (1) 事案発生地が近接している場合は、担当区域の内外を問わず、隊長及び通信指令室（群馬県警察通信指令に関する訓令（平成21年群馬県警察本部訓令甲第18号）第3条に規定する通信指令室をいう。以下同じ。）に報告して現場へ急行するとともに、

到着後は、通信要員として緊急配備等に必要な事項を速やかに報告すること。この場合において、所轄警察署の幹部が臨場したときは、現場において講じた措置等必要事項を確実に引き継ぎ、事後、通信指令室の指示を受けて活動すること。

(2) 既に先着車両がある場合等現場急行するよりも検索又は検問を実施することが効果的であると認められる場合は、逃走方向等を考慮し、積極的な検索又は検問を行うとともに、その状況を通信指令室に報告すること。

(3) 活動の所在地が事案発生日から遠い場合等事案発生日へ急行することが効果的でないと認める場合は、通信指令室の指揮を受けて活動すること。

(教養等)

**第22条** 隊長は、毎月1回以上、隊員に対する教養及び訓練並びに車両及び装備資機材の点検を行わなければならない。

2 隊長以下各級幹部は、隊員の出勤に当たっては、必要な訓示又は指示を行うとともに、隊員の健康状態及び車両整備の良否を点検し、各種事故の防止を図らなければならない。

3 隊長は、新たに隊員になった者に対し、期間を定め、緊急配備実施要領、車両運転技能、職務質問技能等に関する教養及び訓練を行わなければならない。

(幹部の責務)

**第23条** 隊長以下各級幹部は、その職責を自覚し、厳正な規律及び適正な執行務の保持、車両の適正管理並びに事故防止に努めなければならない。

(幹部会議)

**第24条** 隊長は、毎月1回以上、係長以上の幹部を招集して幹部会議を開催し、次に掲げる事項を討議し、機動警ら隊の適正かつ効果的な運用に資さなければならない。

(1) 毎月の活動重点及び勤務計画の策定に関すること。

(2) 業務実績に関すること。

(3) 隊員の指揮監督に関すること。

(4) 教養訓練計画に関すること。

(5) 福利厚生に関すること。

(6) その他機動警ら隊の運営に関すること。

(連絡会議)

**第25条** 隊長は、機動警ら隊の効果的な活動を行うため、刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊及び警察署の担当者との連絡会議を適宜開催し、次の事項について協議するものとする。

(1) 活動計画の調整

(2) 効果的な連携方策

(3) 初動措置等の適正化方策

(4) その他活動上必要な事項

(内規の制定)

**第26条** 隊長は、本部長の承認を受けて、この訓令の施行について必要な内規を定めることができる。

## 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 2 月 28 日本部訓令甲第 2 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則(平成 23 年群馬県公安委員会規則第 1 号)の改正規定に係る改正規定(交通部総合センター長に係る改正規定を除く。)並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成 23 年 3 月 16 日
  - (2) 略
- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

**附 則** (平成 28 年 3 月 9 日本部訓令甲第 3 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

(経過措置)
- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

別記様式省略